

第三次・担い手3法について

～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
令和6年8月

01. 建設業を取り巻く現状

- (1) 建設業就業者の現状 p.2
- (2) 賃金の推移（建設業と他産業との比較） p.3
- (3) 主要建設資材の価格推移 p.4
- (4) 建設業における働き方の現状 p.5
- (5) 地域における公共発注の状況 p.6
(働き方改革に向けた週休2日工事等の実施状況)

(1)建設業就業者の現状

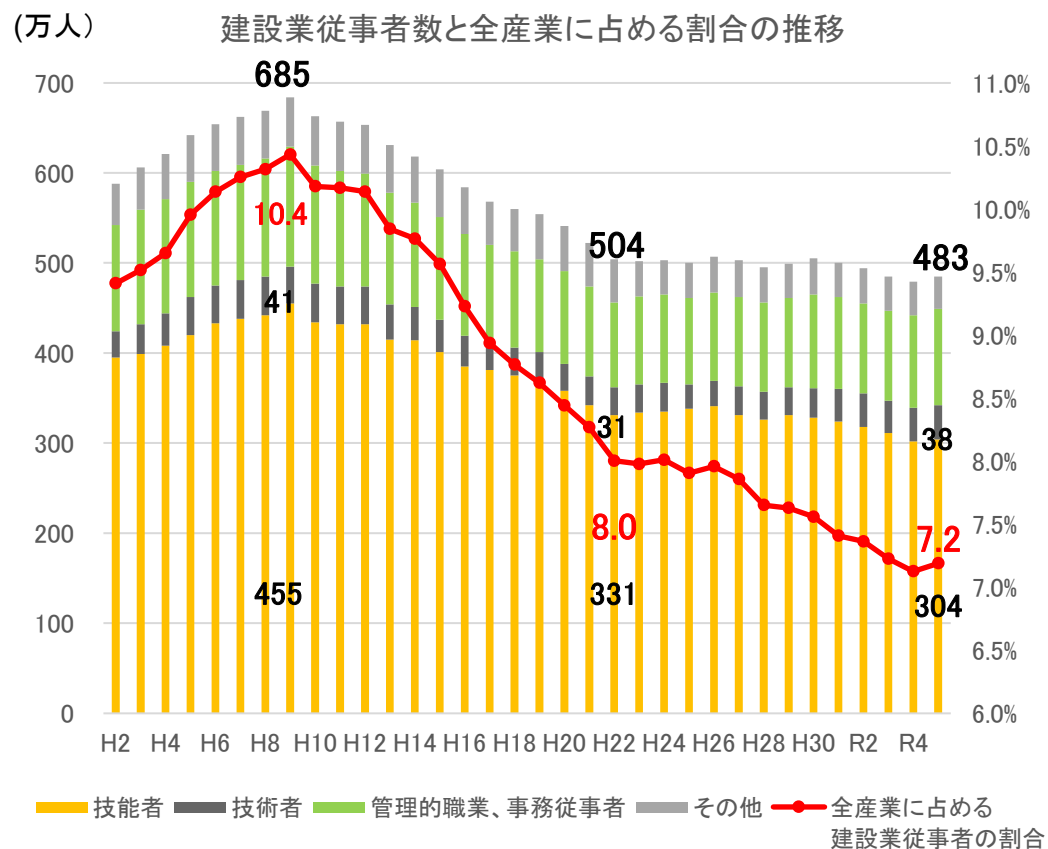
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)

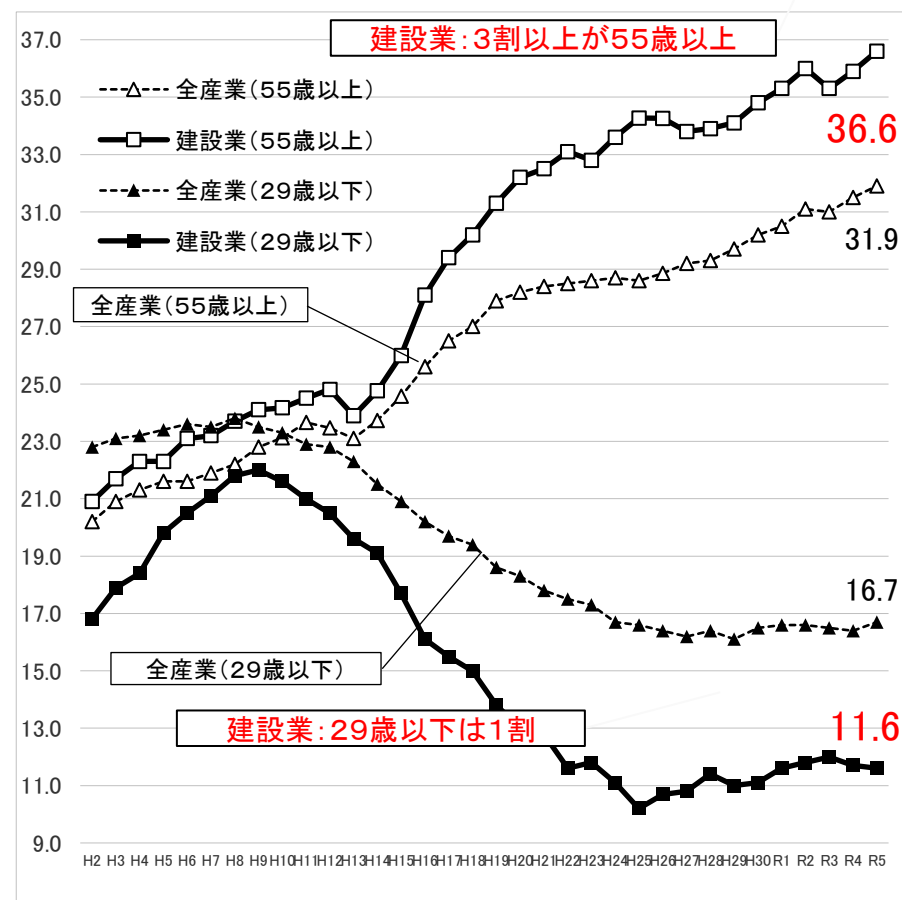
○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



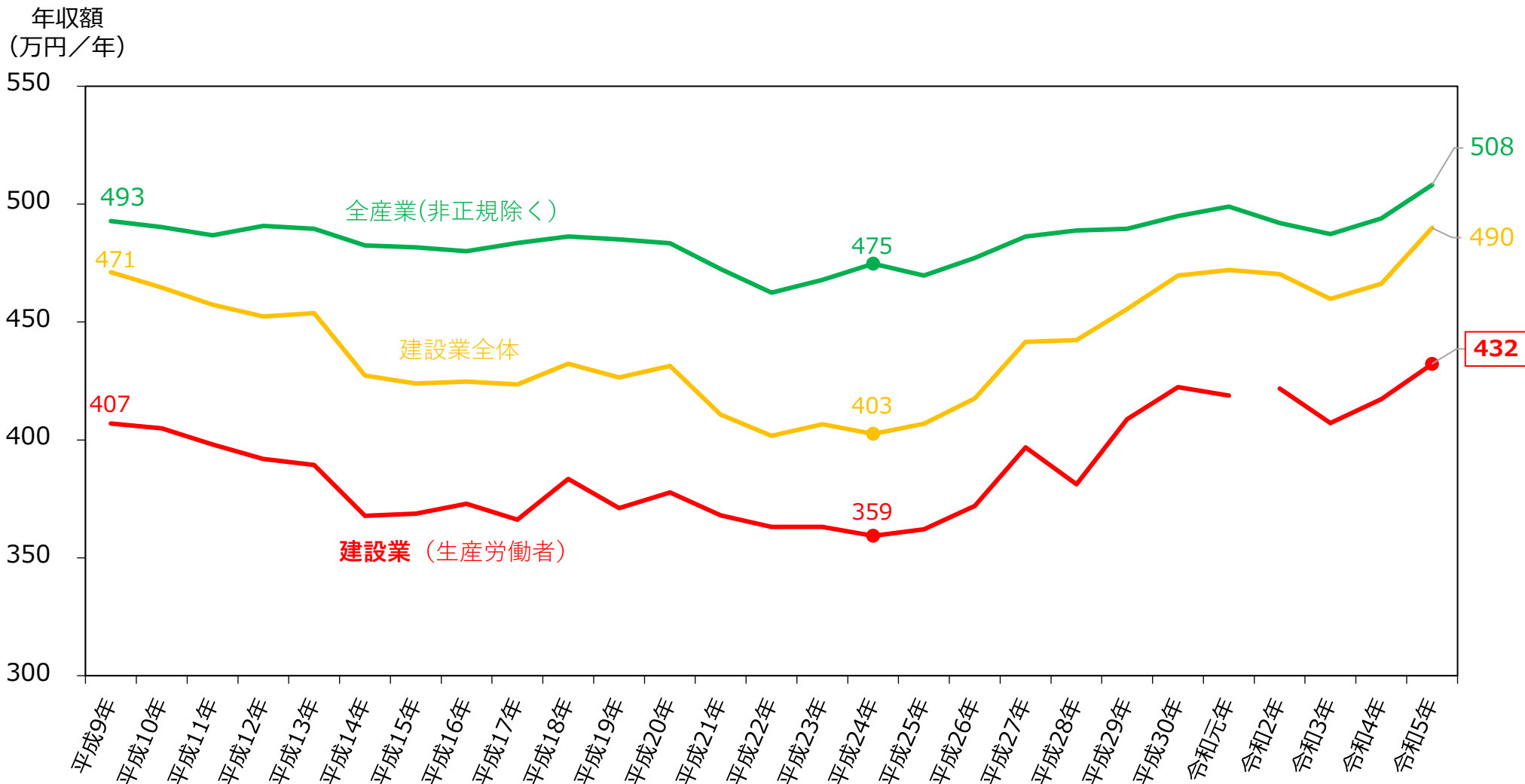
建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



(2)賃金の推移(建設業と他産業との比較)



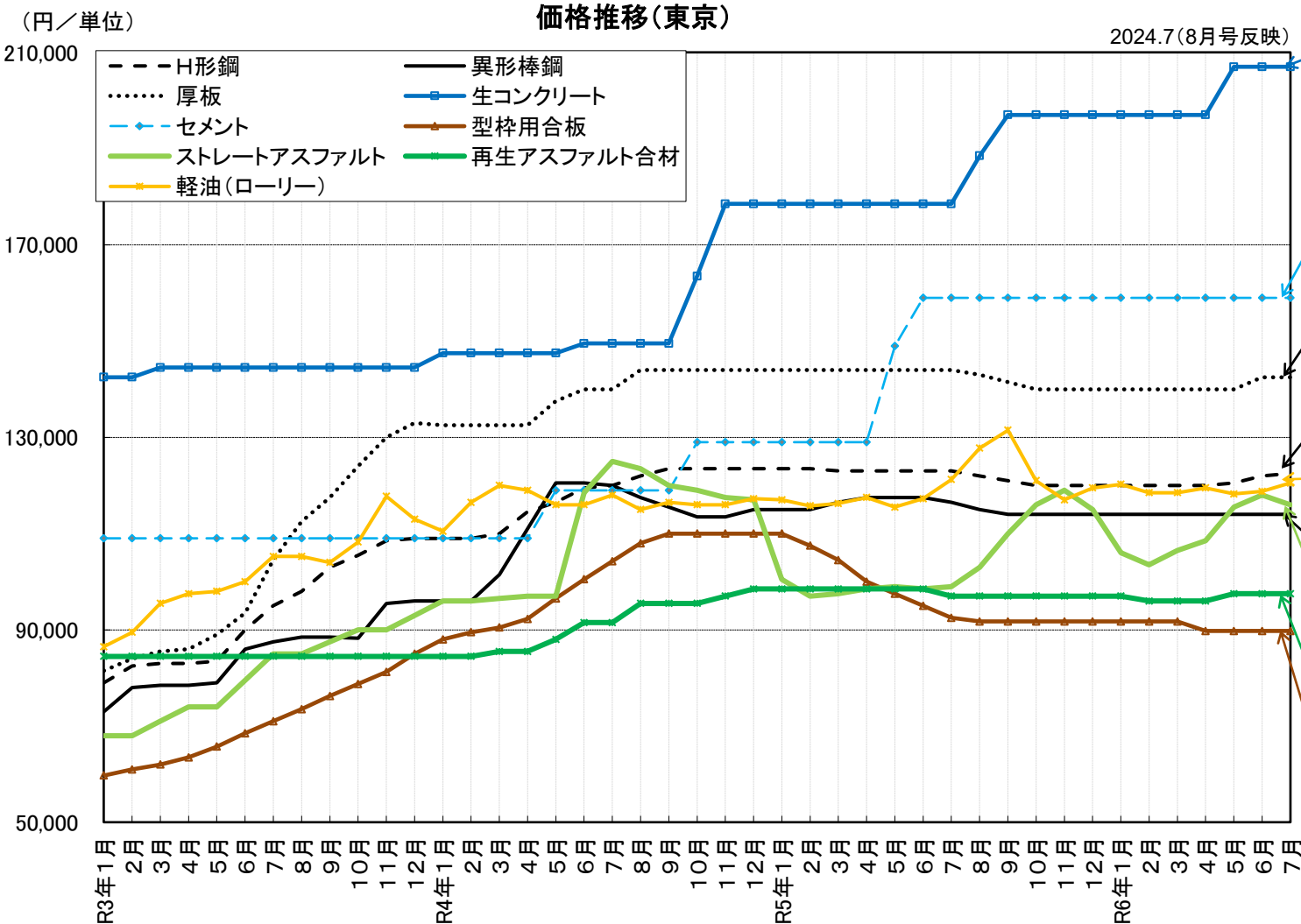
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

(3)主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m³)
 2024年7月 ¥207,000 (+16.0%)
 (2023年7月 ¥178,500)

セメント (円/10t)
 2024年7月 ¥159,000 (±0.0%)
 (2023年7月 ¥159,000)

厚板 (円/t)
 2024年7月 ¥142,500 (-1.0%)
 (2023年7月 ¥144,000)

H形鋼 (円/t)
 2024年7月 ¥122,500 (-0.4%)
 (2023年7月 ¥123,000)

軽油 (円/kl)
 2024年7月 ¥120,500 (-0.6%)
 (2023年7月 ¥121,250)

異形棒鋼 (円/t)
 2024年7月 ¥114,000 (-2.1%)
 (2023年7月 ¥116,500)

ストレートアスファルト (円/t)
 2024年7月 ¥116,000 (+17.2%)
 (2023年7月 ¥99,000)

再生アスファルト合材 (円/10t)
 2024年7月 ¥97,500 (+0.5%)
 (2023年7月 ¥97,000)

型枠用合板 (円/50枚)
 2024年7月 ¥89,750 (-3.0%)
 (2023年7月 ¥92,500)

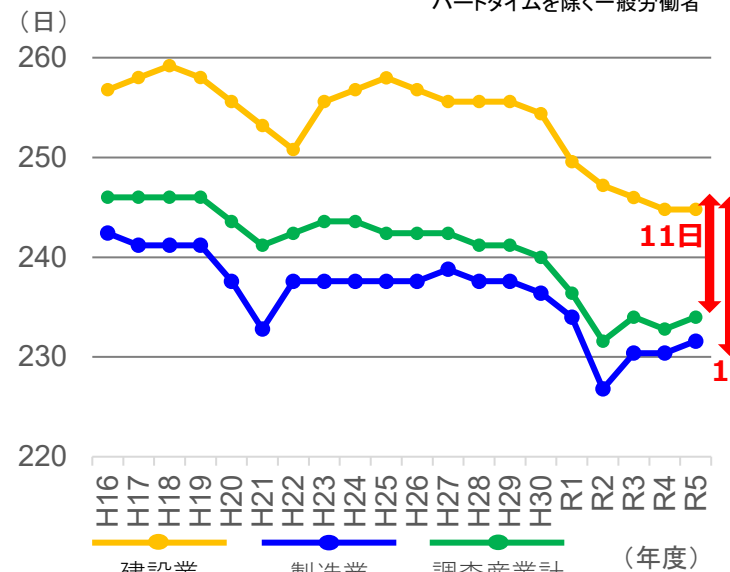
※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

括弧内は前年同月比

(4)建設業における働き方の現状

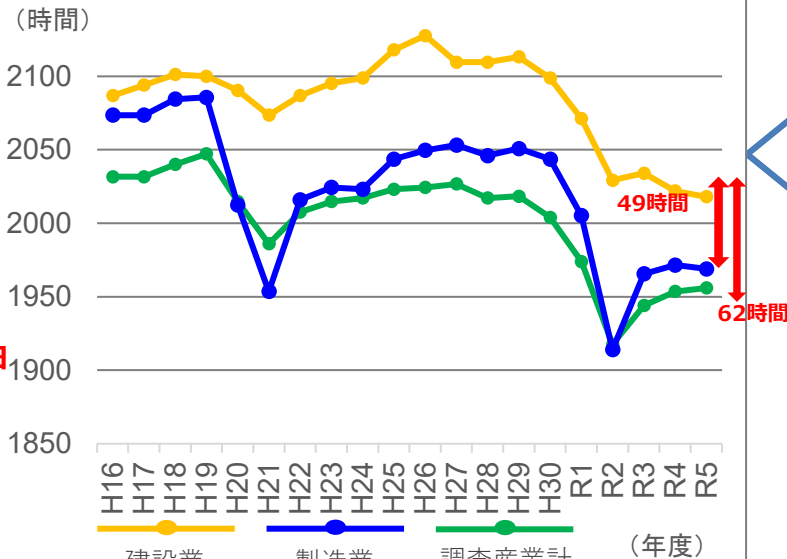
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

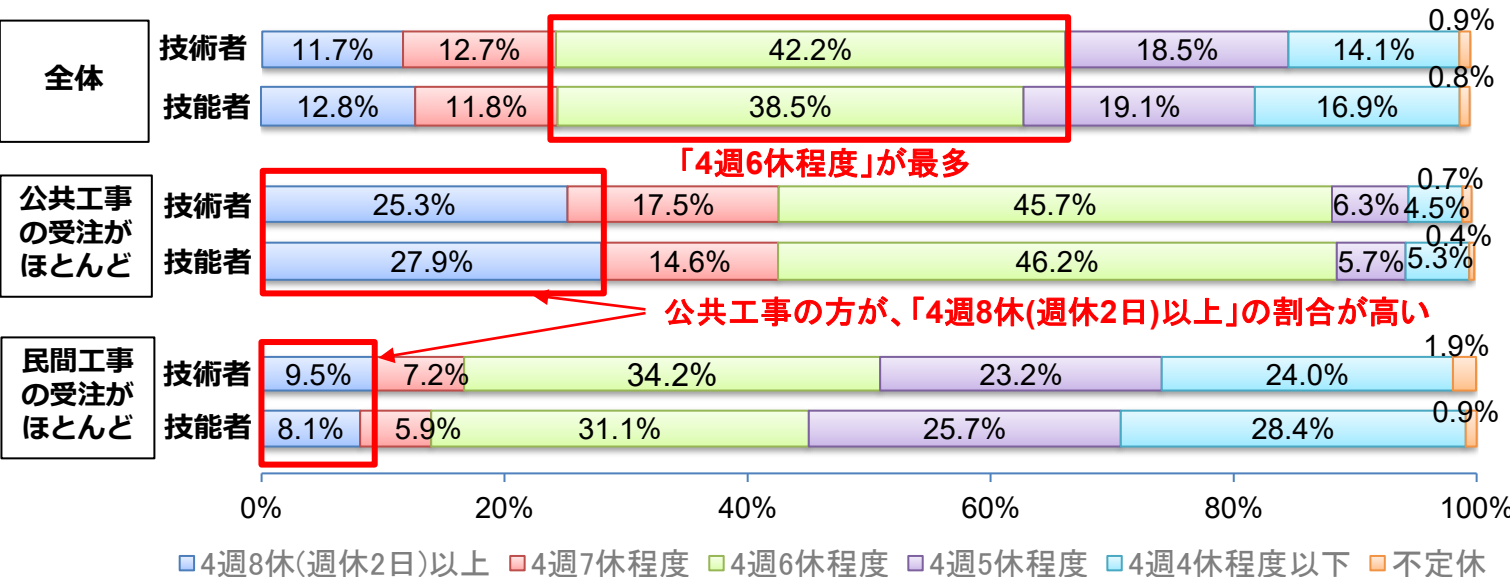
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



「4週6休程度」が最多

公共工事の方が、「4週8休(週休2日)以上」の割合が高い

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

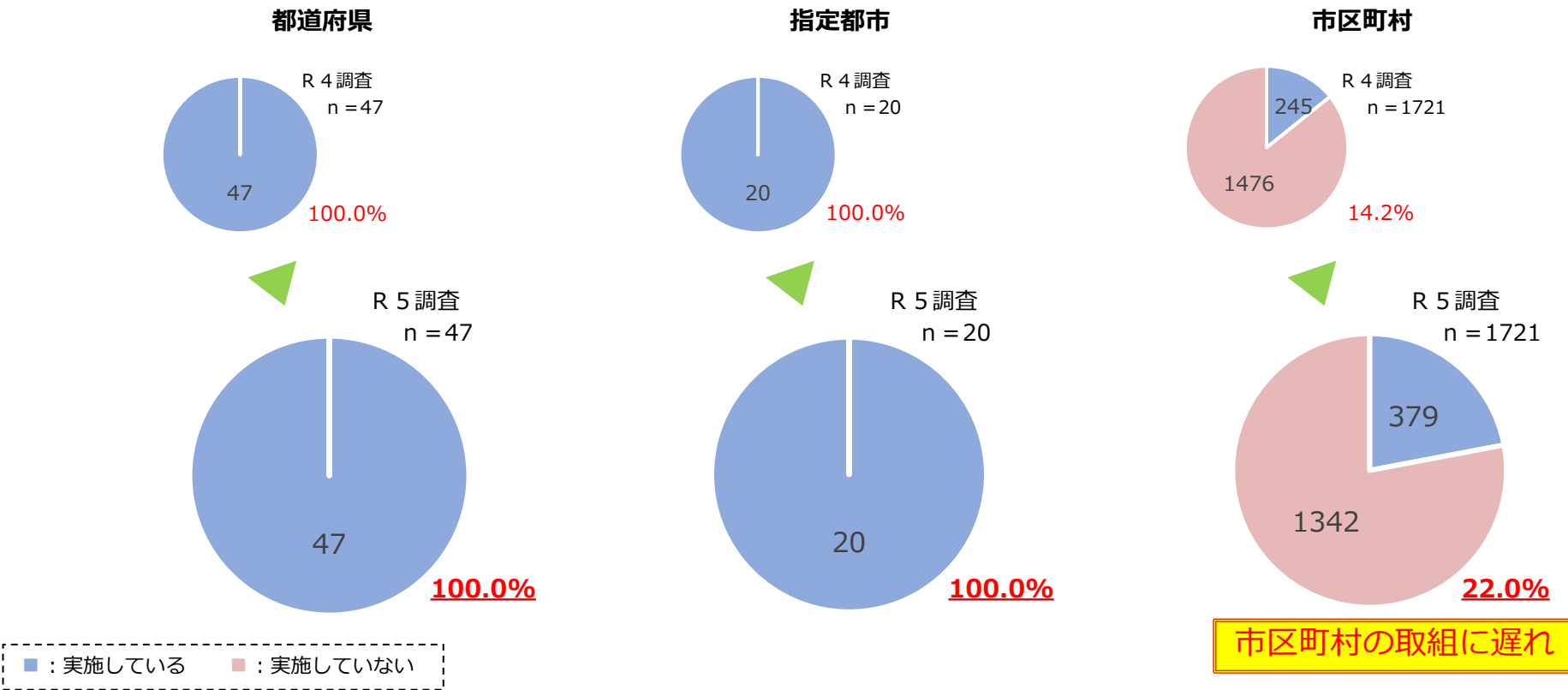
○・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体は、都道府県・指定都市では全てとなっているが、市区町村では3割未満にとどまる。



02. 第三次・担い手3法の概要

- (1) 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像 p.8
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要 p.9
- (3) 建設業法・入契法改正（閣法）の背景と方向性 p.10
- (4) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
の一部を改正する法律（概要） p.11
- (5) 第三次・担い手3法の成立・公布までの経緯について p.12

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用 (変更契約)	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● I C T 活用 (データ活用・データ引継ぎ) ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化 (J V 方式・労災保険加入)	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

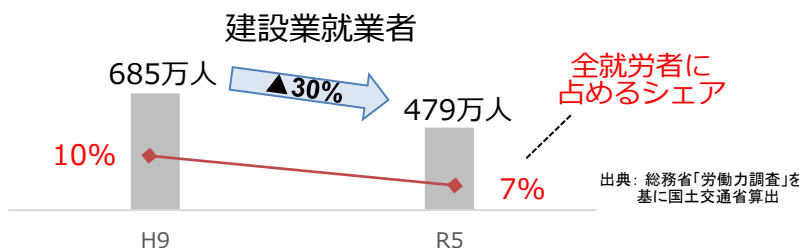
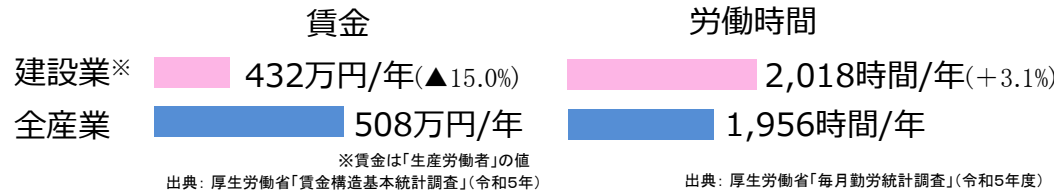
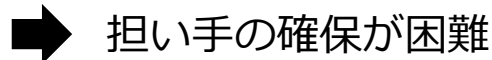
測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

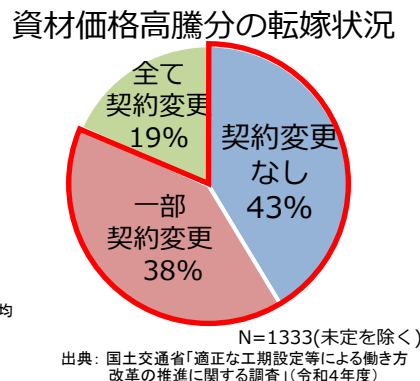
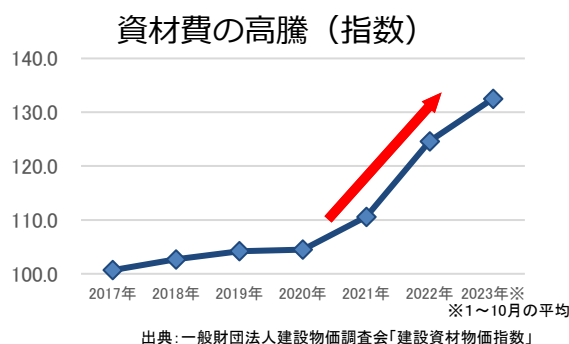
(3)建設業法・入契法改正(閣法)の背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

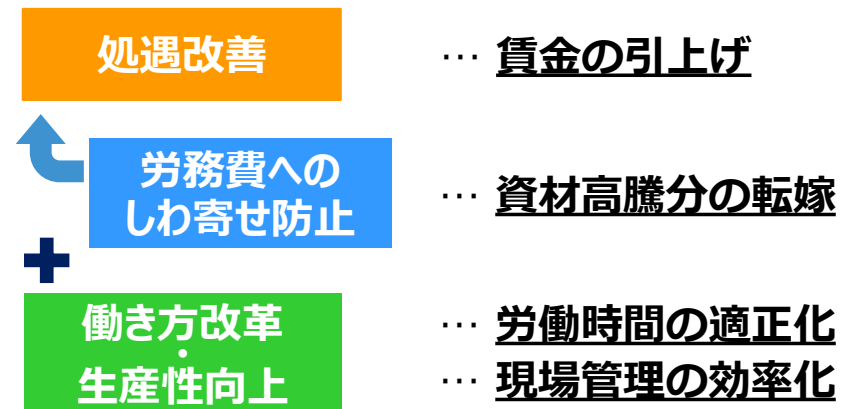


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

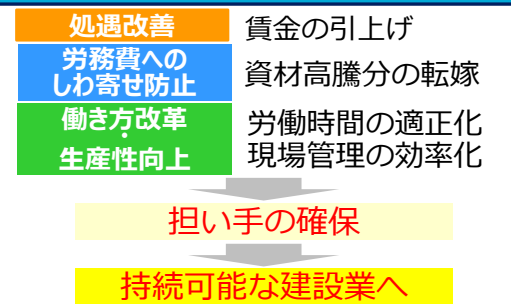
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(4)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

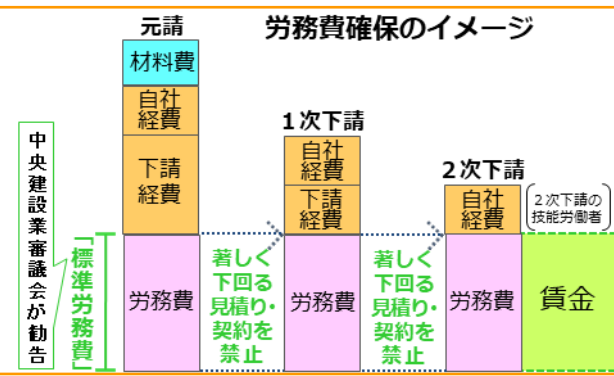
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

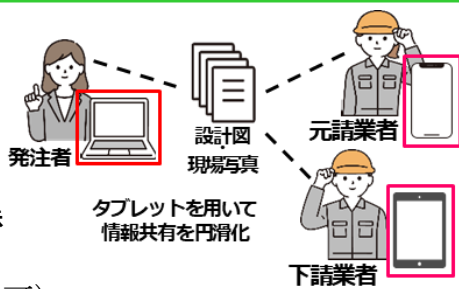
- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



(5)第三次・担い手3法の成立・公布までの経緯について

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案【議員立法】

2 2 日 衆議院国土交通委員会において、
委員長提案で提出・審議。
附帯決議と併せ全会一致で賛成決議

2 3 日 衆議院本会議において全会一致で可決、
参議院に送付

1 1 日 参議院国土交通委員会において委員長
提案で提出され、審議。附帯決議と併
せ全会一致で賛成が決議

1 2 日 参議院本会議において賛成多数で可決、
成立

1 9 日 公布・施行

令和 6 年

3 月

5 月

6 月

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化
の促進に関する法律の一部を改正する法律案
【政府提出】

8 日 閣議決定・国会提出

2 2 日 衆議院国土交通委員会において審議、
附帯決議と併せ全会一致で賛成決議

2 3 日 衆議院本会議において全会一致で可決、
参議院に送付

6 日 参議院国土交通委員会において審議、
附帯決議と併せ全会一致で賛成が決議

7 日 参議院本会議において賛成多数で可決、
成立

1 4 日 公布

1. 労働者の処遇改善

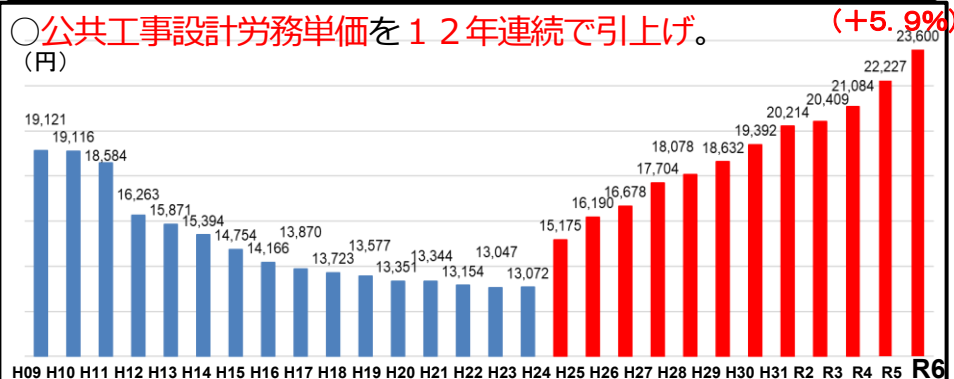
(1) 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策（これまで）	p.14
(2) 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について	p.15
(3) 適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組（これまで）	p.17
(4) 今回改正事項（処遇改善関係）	p.18
(5) 建設業者の責務、取組状況の調査等	p.19
(6) 適正な労務費（賃金原資）の確保・行き渡り	p.20
(7) 改正後の建設業法（労務費の基準関係）	p.21
(8) 中央建設業審議会労務費の基準に関するWGの設置	p.22
(9) 「著しく低い」労務費等の判断基準について	p.23
(10) 労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置	p.24
(11) 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止	p.25
(12) 直轄工事における技能労働者の賃金支払い状況の調査について	p.27
(13) 下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて	p.28

(1)建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

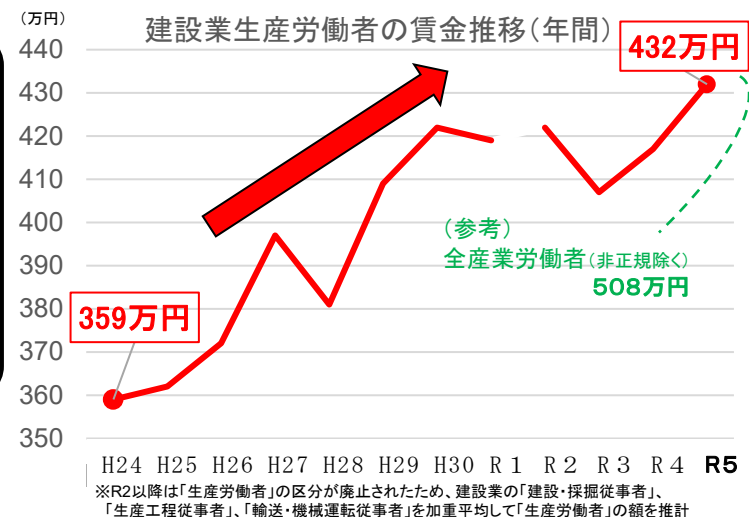
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の**賃金は着実に上昇**。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。

最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・最新の単価を予定価格に反映。
 - ・材料費変動に伴う**請負代金額の変更**(スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
 - ・低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から**一般管理費等率を引上げ**。
 - ・同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が**国並み以上**。



労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで**申合せ(R6.3)**。
 - ・技能者の**賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」**を目標とすること
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
- 公共工事設計労務単価を基に**技能レベル別の年収**を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に**元下間の取引**を調査。(毎年度)
 - 加えて、**約160社**を対象に受発注者間及び元下間の取引を**実地調査**(令和5年度)
 - 調査に基づき、**賃金上昇が阻害**されないよう**指導**。



建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会

(2)令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比 ; + 5. 9 % (平成24年度比 ; + 7 5. 3 %)

主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比 ; + 6. 2 % (平成24年度比 ; + 7 5. 7 %)

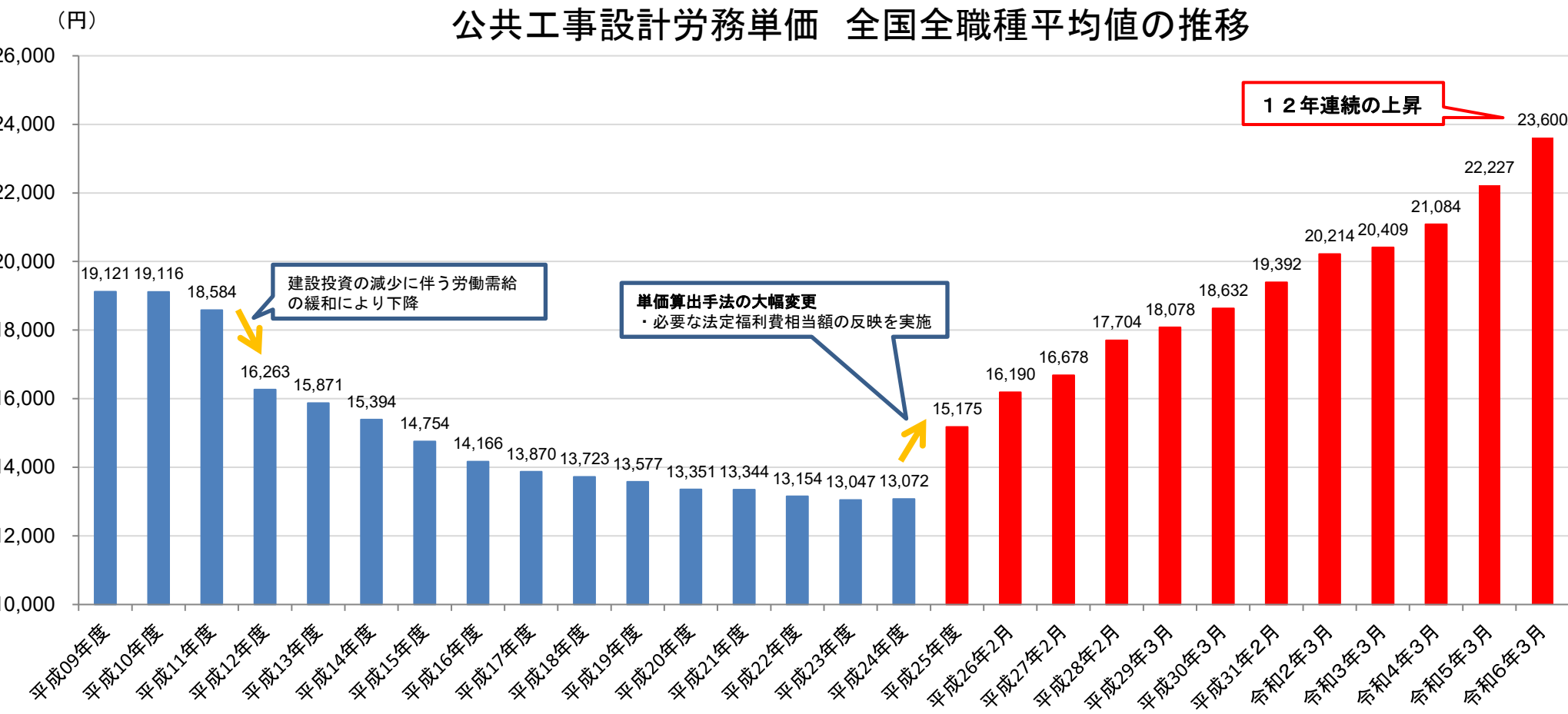
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+ 6. 2 %	運転手（一般）	23,454円	+ 7. 2 %
普通作業員	21,818円	+ 5. 5 %	型わく工	28,891円	+ 6. 6 %
軽作業員	16,929円	+ 6. 3 %	大工	27,721円	+ 4. 9 %
とび工	28,461円	+ 6. 2 %	左官	27,414円	+ 5. 0 %
鉄筋工	28,352円	+ 6. 6 %	交通誘導警備員A	16,961円	+ 6. 4 %
運転手（特殊）	26,856円	+ 6. 3 %	交通誘導警備員B	14,909円	+ 7. 7 %

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

(2)ー2 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9%												+75.3%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2%												+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

(3)適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組(これまで)

- ◆技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。
- ◆建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止した「不当に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。
- ◆これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的な事例を示しつつ、ルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン



建設工事の請負契約に関する現行の主なルール

見積

契約

支払

- 具体的な見積条件の提示【第20条】
- 予定価格に応じた見積期間の設定【第20条】
- 契約内容の書面化及び契約当事者間の相互交付【第19条】
- 不当に低い請負代金の禁止【第19条の3】
- 不当な資材の購入強制の禁止【第19条の4】
- 著しく短い工期の禁止【第19条の5】
- 下請代金の支払期日【第24条の3、第24条の6】
- 検査及び引渡し【第24条の4】
- 割引困難な手形の交付禁止【第24条の6】

「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

■：建設業法に違反する行為事例

▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注（法第19条の3等）

■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

長期手形（法第24条の6第3項）

▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日（令和6年11月以降は60日）を超える手形により下請代金の支払を行った場合

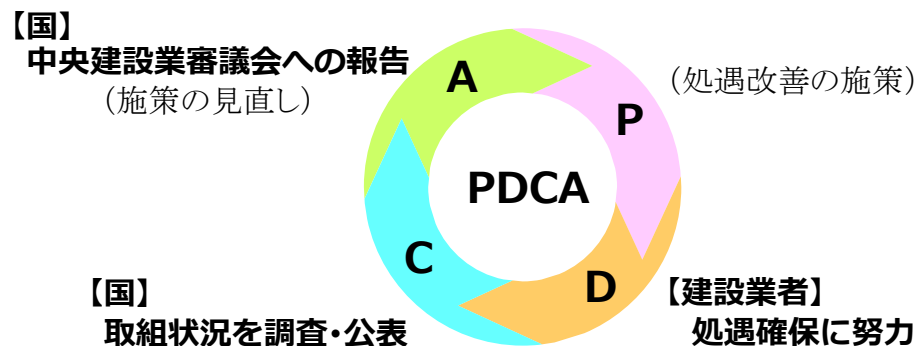
※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者（下請負人）との取引に係る支払ルール

(4) 今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

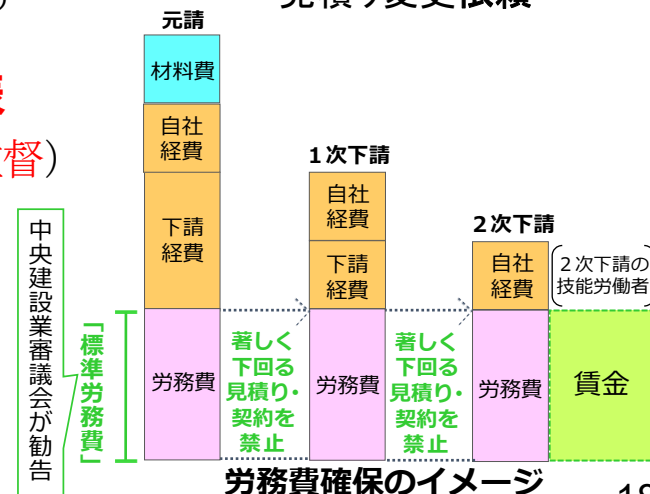
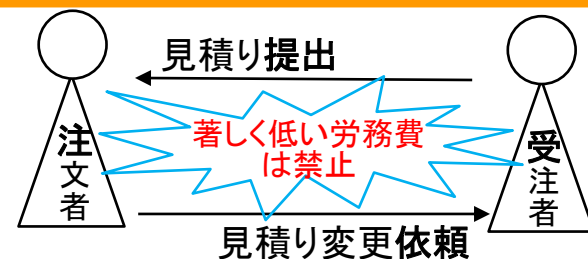


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

(5)建設業者の責務(建設業法第25条の27)、取組状況の調査等(同法第40条の4)

処遇改善

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

- 適正な労務費等(※)の確保と行き渡り(著しく低い労務費等による見積り提出や見積り依頼を**禁止**)

※施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

※(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

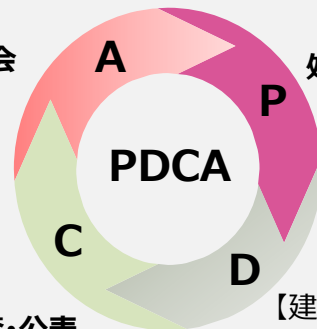
国による取組状況の調査等

建設Gメン(※)の調査等

- ◆ 建設Gメンの实地調査や書面調査を通じ、**労務費の見積り実態や価格交渉の実情**など、請負契約の**実態を把握**
- ◆ 不適当な取引行為に対しては**改善指導を行い、取引の適正化**を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施。

【国】
中央建設業審議会
への報告
(施策の見直し)

【国】
取組状況を調査・公表



処遇改善の施策

【建設業者】
処遇確保に努力

※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。
本省・地方整備局等の職員により構成(R6時点:135名)

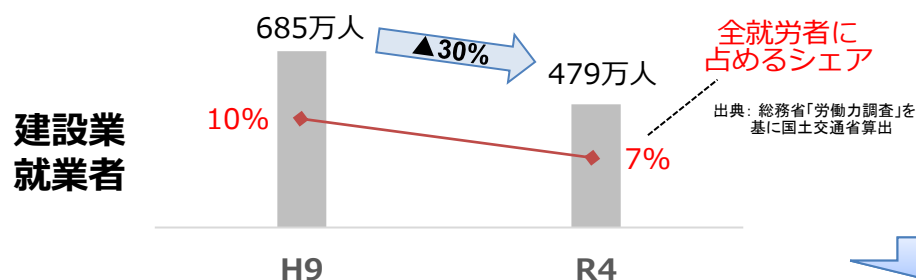
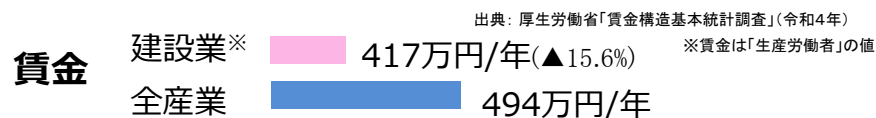
中央建設業審議会 への報告

- ◆ 国(建設Gメン)は、建設業者の取組状況を調査・公表、中建審に**報告**
- ◆ 制度的に対応すべきものについては、**中建審で改善策を講じ、施策のスパイラルアップ**を図る。

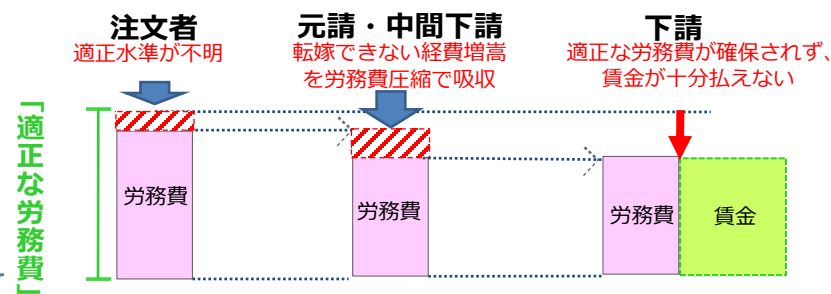
(6) 適正な労務費(賃金原資)の確保・行き渡り

建設業界の状況

- 建設業は、他産業より賃金が低いこと等により、担い手の確保が困難



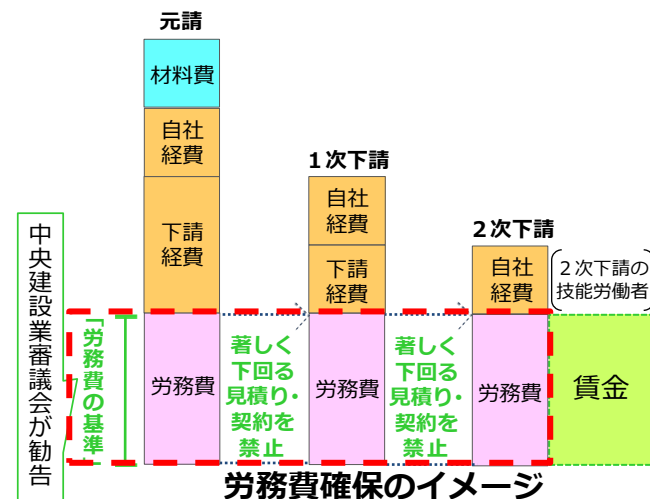
- 技能労働者への適正な賃金支払いのため、技能者を雇用する下請業者への労務費の行き渡りが必要。
- 一方、労務費は材料費よりも削減が容易、労務費の相場が分かりづらい等の事情により、請負契約において適正な労務費が確保されづらい。



請負契約に係る新たなルールの導入

- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成(建設業法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した者は、法律上、勧告・処分の対象とする。

- ✓ 「建設Gメン」が、個々の請負契約を実地調査し、改善指導を行うことにより、改正法の実効性を確保。
- ✓ 必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施



(7)改正後の建設業法(労務費の基準関係)

中央建設業審議会による「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会**は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準**を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

「労務費の基準」を著しく下回る積算見積りや請負契約の禁止

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費**の内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3 (略)

4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努める**ものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

6 建設工事の**注文者は**、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。) **に対し**、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。) **を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は**、**当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

(8)中央建設業審議会労務費の基準に関するWGの設置

- 労務費の基準の作成に向け、令和6年9月以降に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行う。
 - その際、
 - ・ 適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定すること。
 - ・ 請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせること。
 - ・ 廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いること。
- 等を前提として、検討を進める。

～労務費の基準の作成・勧告に当たっての留意点～

(令和5年9月19日 中央建設業審議会基本問題小委員会中間とりまとめより抜粋・加工)

- ・ 標準労務費の策定に当たっては、例えば、設計労務単価に工種ごとの標準的な仕様・条件（＝規格）での労務歩掛等（単位施工量当たりの作業労力・人工）を乗じる方法により、単位施工量当たりの金額として算出することを検討すべき。
- ・ 労務歩掛等は、工種ごとに様々な規格が存在していることから、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討すべき。
- ・ 標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、それらが各種工事の実態に即しているかどうかや、国の直轄工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出をどのような方法で行うかなども含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要。
- ・ 標準労務費を例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応も検討すべき。
- ・ 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、技能労働者の能力・資格や経験等に応じた賃金支払いの実現に十分に寄与できるよう考慮しつつ、幅広く合意を得ながら検討すべき。
- ・ 下請契約における適切な労務費等の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進すべき。

(9)「著しく低い」労務費等の判断基準について

○「著しく低い労務費」をどのように判断するのか？



- 「著しく低い」か否かは、「労務費の基準」を基準に判断。
- 一方、「著しく低い」の水準を「マイナス10%」等の具体的数値により対外的に明示することには課題。
(実際に取引される労務費が下限値(基準マイナス〇%)に張り付くおそれ)



- 業法違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」(※)の作成・周知を検討。

※業法上違反となるおそれがある行為、または、違反となる行為事例について実際の違反事例を含め、分かりやすく記載したガイドラインを想定

- 取引の現場に混乱を生じさせないよう柔軟に運用

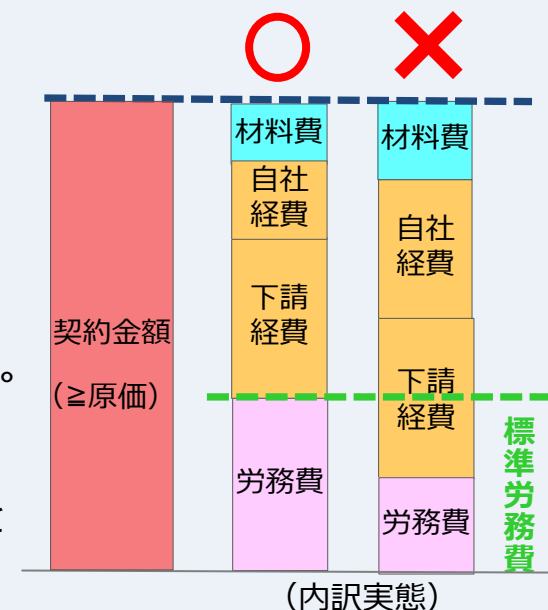
(10) 労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「**総価**」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、**総価での原価割れだけを禁止**しても、労務費が適正水準で見積・契約されていなければ、**適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難**。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「**プロセス**」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

+

契約
段階

不当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



技能者への賃金の確実な行き渡り

(11) 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止(まとめ) 国土交通省

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- － 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- － 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- － 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- － 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

材料費	…	物価本による市場価格
労務費	…	中建審が作成・勧告する「労務費の基準」
十) その他	…	同種工事等の実績などから算定
「原価」(＝通常必要と認められる費用)		
(注) 利潤相当額は、含まない。		

★ 「原価」未満の請負契約 ⇒ 「原価割れ契約」

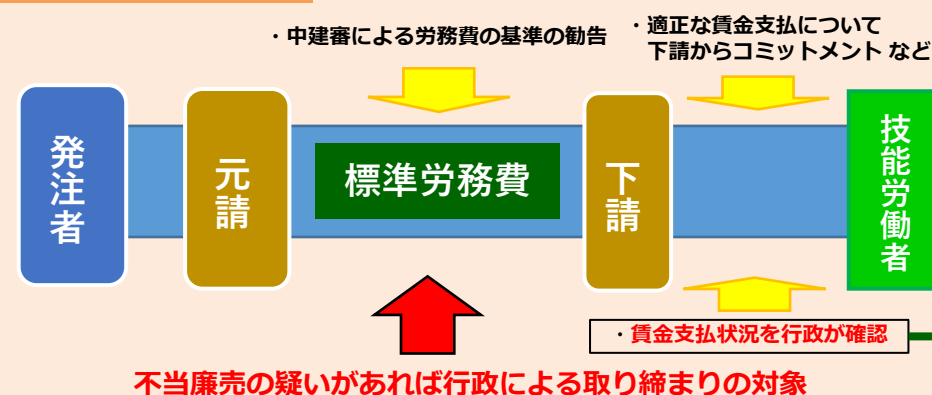
(12) 直轄工事における技能労働者の賃金支払い状況の調査について

- 今般の建設業法の改正により、国が「適正な労務費の基準」をあらかじめ示した上で、個々の工事においてこれを著しく下回る見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止する新たなルールを導入。
- 新たなルールに実効性を持たせ、建設技能者の処遇改善を実現するためには、発注者から支払われた労務費相当額が現場の技能労働者にまで適切に行き渡ることが重要。
- 「基本問題小委中間とりまとめ」を踏まえた、公共工事・民間工事（元請・下請）共通の、技能労働者への賃金の支払状況を確認するための仕組みの導入に向け、まずは国土交通省直轄工事において、仕組みの検討に必要な調査を実施する。

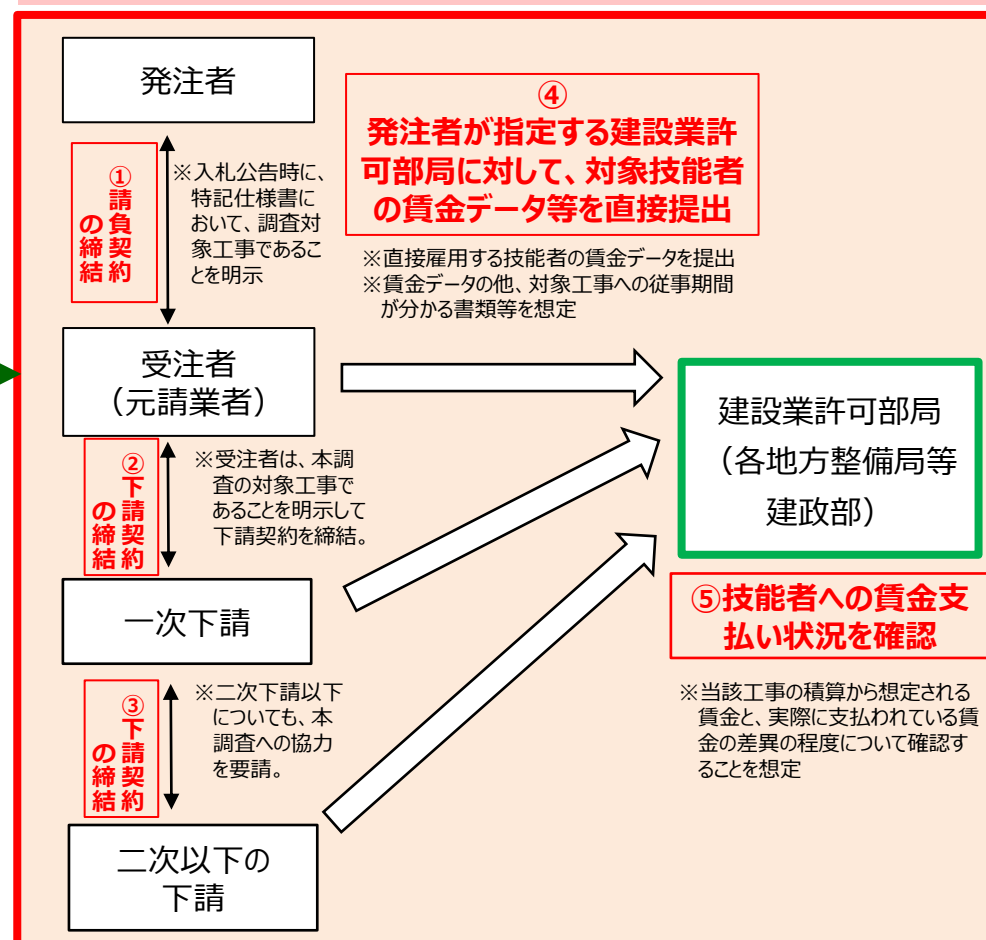
調査の概要

- 国土交通省直轄工事において、令和6年度から試行的に、技能者に対する適切な賃金の支払い状況を確認する方法について検証（確認書類の提出方法、提出時期等）するための調査を実施。
- 許可権者において、提出された賃金データと経験年数や資格等の技能者情報を照合し、技能・経験に応じた賃金の支払い状況等を確認する方法を検討するとともに、結果の公表のあり方を検討。
- 検証結果を踏まえ、段階的に取組を拡大していく。

新ルールの全体像



確認フロー



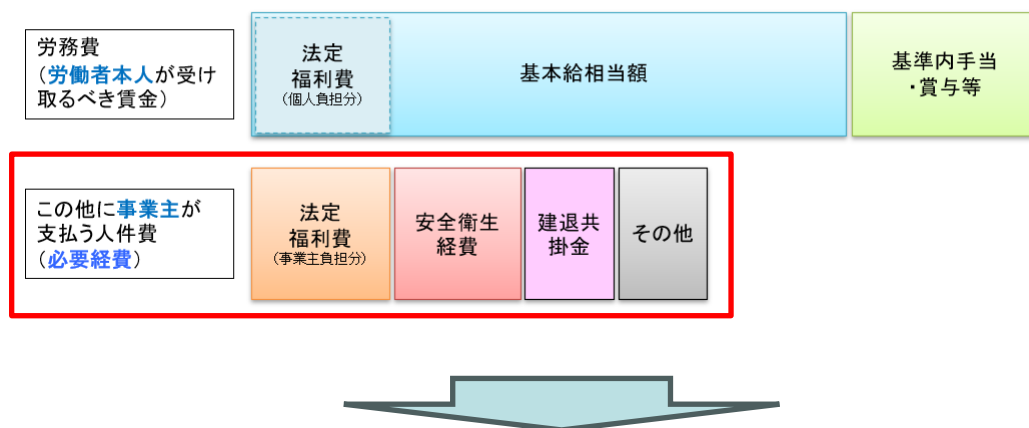
(13) 下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて 国土交通省

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

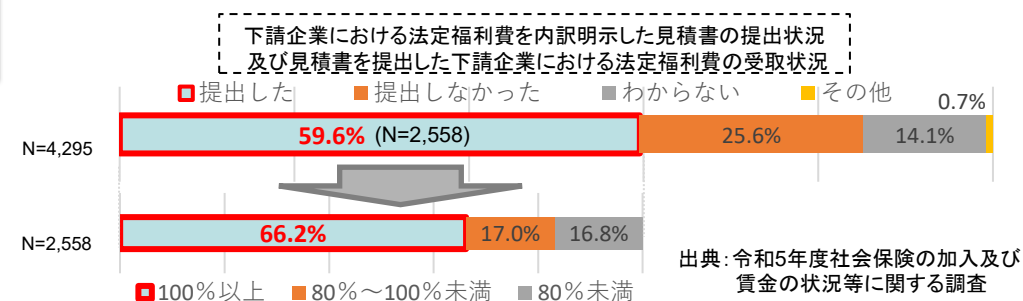
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。

【参考】標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】

(100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底

- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認

○ 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に
少なくとも1/2以上であることを目安に確認

- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示

- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注

- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

(国土交通省作成)

【参考】「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労災保険は元請一括加入）

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業

法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載

標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

法定福利費を
請負金額に反映

下請企業

必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPIにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

御見積書（例）				
◇◇◇株式会社 殿				住所 × × 〇〇 株式会社
見積金額	L			（消費税込）
（内訳）				
項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費（法定福利費を除く）				C
小計				D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	p	E=...B×p	
健康保険料	B	q	F=...B×q	
介護保険料	B	r	G=...B×r	
厚生年金保険料 （子ども・子育て拠出金含む）	B	s	H=...B×s	
合計	B	t	I=...B×t	
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
合計				L=J+K

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・ 令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・ 令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の**確認表**】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・ 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「**標準見積書**」】

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・ 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

【参考】安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。



令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところ です。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところ です。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生体制整備	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)				
機械並びに有害物	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	設備・構造物の点検・保守等				
	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
健康の保持・環境の維持・形成のための措置・迅速な対応	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
その他	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくこととするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御 見 積 書（案）

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店で支出する安全衛生経費

2. 価格高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

- (1) 価格転嫁に関するこれまでの取組 p.35
- (2) 今回改正事項（価格転嫁関係） p.36
- (3) 建設工事の請負契約書の法定記載事項 p.37
- (4) おそれ情報の通知と、誠実協議の求め p.38

(1) 価格転嫁に関するこれまでの取組

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○ 直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○ 次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→ 都道府県による資材単価の設定状況見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国ブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

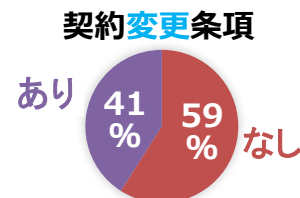
民：民間発注者

建：建設業団体

(2)今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
 ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(3) 建設工事の請負契約書の法定記載事項(建設業法第19条第1項第8号)

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～六 (略)

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない

→「契約変更をしない」といった内容を約する契約についても許容されるものと解される余地

契約変更条項を契約書上設けない契約が約6割

(改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ **発注者又は受注者は**、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。etc ...

資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化

→「契約変更をしない」といった内容を約する契約については**許容されない**

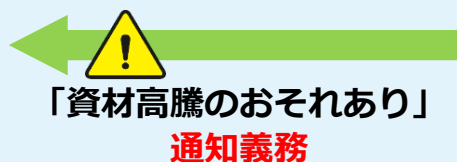
(4)おそれ情報の通知と、誠実協議の求め(建設業法20条の2)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 (略)

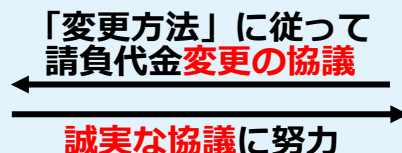
- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には**、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。
- 4 前項の**協議の申出を受けた注文者は**、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。

【契約前】



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



運用上の留意点 (イメージ)

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方が契約前に共有**
⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の**負担に関する協議の円滑化**

- ✓ 受注者は、**把握している範囲**で情報提供すれば足りる
(資材高騰の見込みについての**新たな調査は不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した**膨大なリスク情報**を提供しても、**負担協議の円滑化には寄与しない**おそれがあるので注意
- ✓ **事前通知なしでも**、契約上の「変更方法」に基づき**協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る**。
(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
(申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は**禁止**)

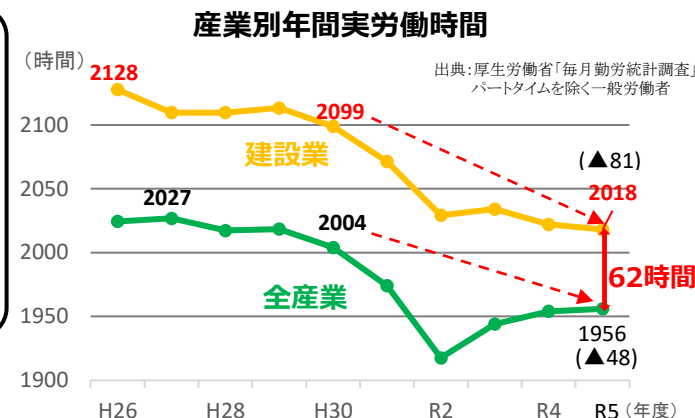
今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

3. 働き方改革と生産性向上

(1) これまでの建設業の働き方改革の取組	p.40
(2) 「工期に関する基準」改正の概要	p.41
(3) 今回改正事項（働き方改革・生産性向上関係）	p.42
(4) 工期ダンピング対策の強化	p.43
(5) 現場技術者の専任制度に関する見直しについて	p.44
(6) 現場技術者の専任制度に関する見直しの概要	p.45
(7) ICT活用による監理技術者等の専任義務の合理化	p.46
(8) ICT活用による現場管理の効率化	p.47
(9) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化	p.48

(1)これまでの建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススめ特設サイト

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則すべての工事で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則100%を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して導入拡大を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における不稼働を考慮して工期設定。
 → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」ことを**申合せ**
- ・厚労省と連携して**実地調査し、是正指導**



■建設業4団体との申合せ

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

(2)「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

(3) 今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

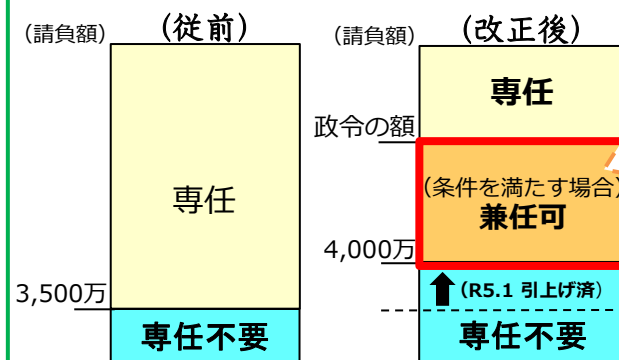
○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

(4)工期ダンピング対策の強化

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壤汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

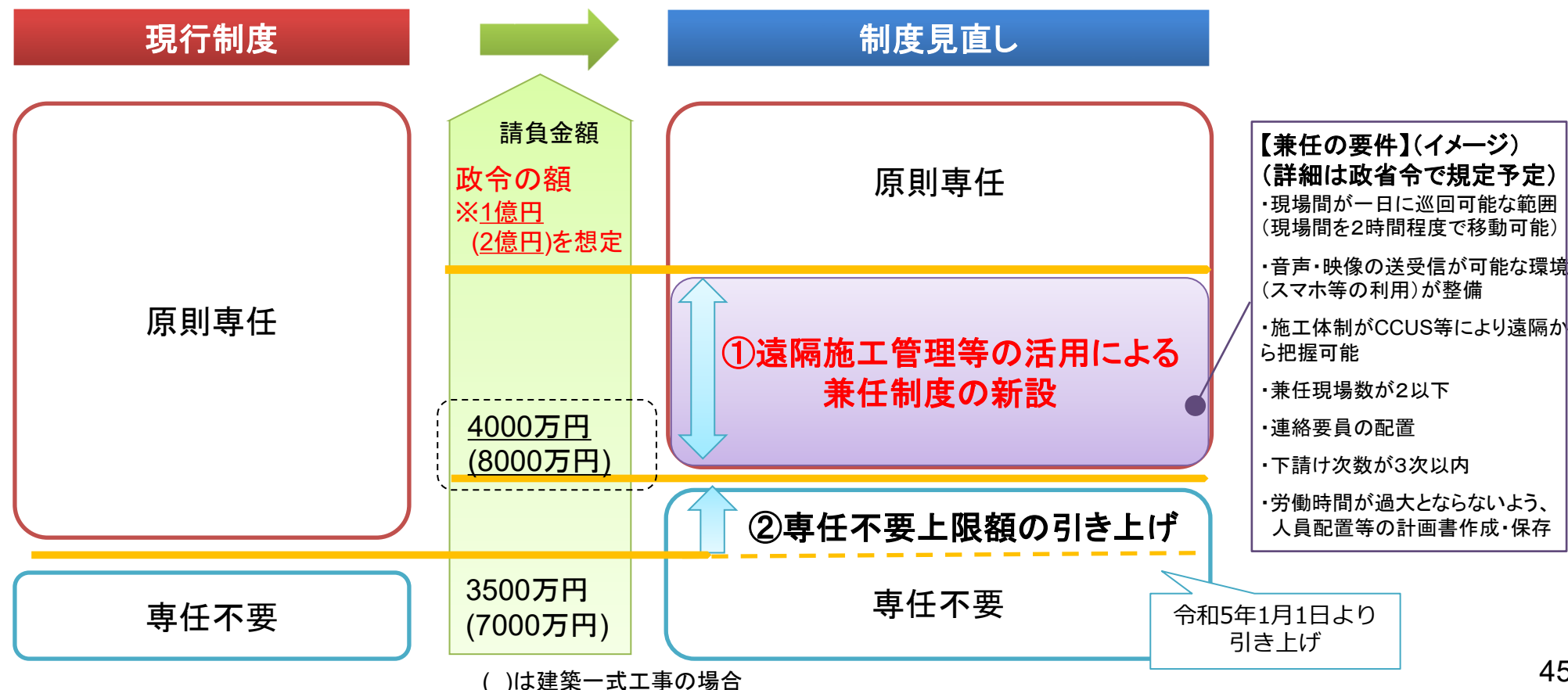
- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

①兼任可能な制度の新設【今回改正にて措置】

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

②専任不要上限額の引き上げ【既に措置済み】

技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。



(7)ICT活用による監理技術者等の専任義務の合理化

営業所

技術者a（専任）

- 営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理（第7条、第15条）

改正後

営業所

営業所技術者a（専任）／特定営業所技術者a（専任）

営業所技術者等が専任現場について兼任可

専任工事1

注文者

元請A社

監理技術者A
（専任）

専任工事2

注文者

元請A社

監理技術者B
（専任）

専任工事3

注文者

元請A社

主任技術者P
（専任）

- 営業所に専任で置かれる営業所技術者（第7条）・特定営業所技術者（第15条）は、営業所の職務等に支障のない範囲で、それぞれ専任工事現場における主任技術者P（特定営業所技術者）にあつては、監理技術者A／B又は主任技術者Pの職務を兼任可能（第26条の5（新設））



※営業所技術者等による監理技術者等の職務の兼任（上図）と、監理技術者同士の兼任（下図）とは、必要な要件が異なるため、監理技術者等の職務について、上図・下図の制度は重複適用しない。

専任工事1

注文者

注文者

補佐置く時は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X
（専任）

監理技術者補佐Y
（専任）

- 専任工事現場における監理技術者については、当該工事現場ごとに専任の補佐を置くことで複数の専任工事現場を兼任可能（第26条第3項ただし書）

改正後

専任工事1

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

監理技術者A

監理技術者補佐X
（専任）
又は
ICT措置等(新設)

監理技術者補佐Y
（専任）
又は
ICT措置等(新設)

専任工事2

注文者

注文者

下記の場合は専任現場について兼任可

元請A社

元請A社

主任技術者P

ICT措置等(新設)

ICT措置等(新設)

- 専任工事現場における監理技術者・主任技術者は、工事現場ごとにICT措置等を講ずることで、職務に支障のない範囲で複数の専任工事現場を兼任可能（第26条第3項ただし書各号（新設）・第4項）

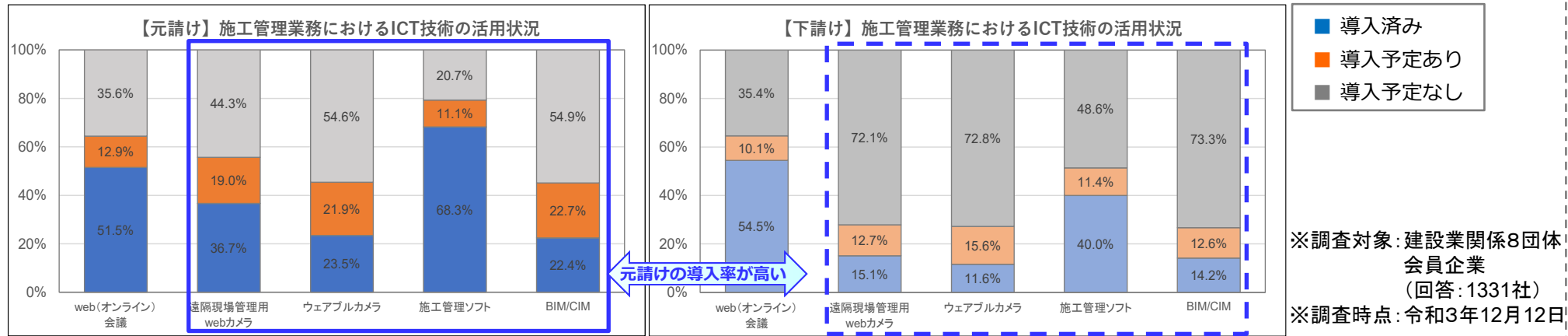
(8)ICT活用による現場管理の効率化(建設業法第25条の27)

- 建設業は他産業を上回る高齢化や若年層の不足、担い手確保が課題であり、生産性の向上に向けた現場管理の効率化が急務
- ⇒ 特定建設業者・公共工事の受注者にICTを活用した現場管理を努力義務として措置

現状

- ・ 施工体制管理等の効率化に向け、現場管理における一層のICT活用推進をしていくことが重要
- ・ 現状、元請企業を中心に現場管理におけるICT活用は一定程度進展しているが、下請企業では取組に遅れ

○ 施工管理業務におけるICT技術の活用状況(国土交通省令和3年調査※)



方向性・法改正の内容 ()内は主体

○ 既にICT活用が進む「特定建設業者」や、より適切な施工確保が求められる「公共工事の受注者」からICT活用を推進し、下請への普及を促進していく必要

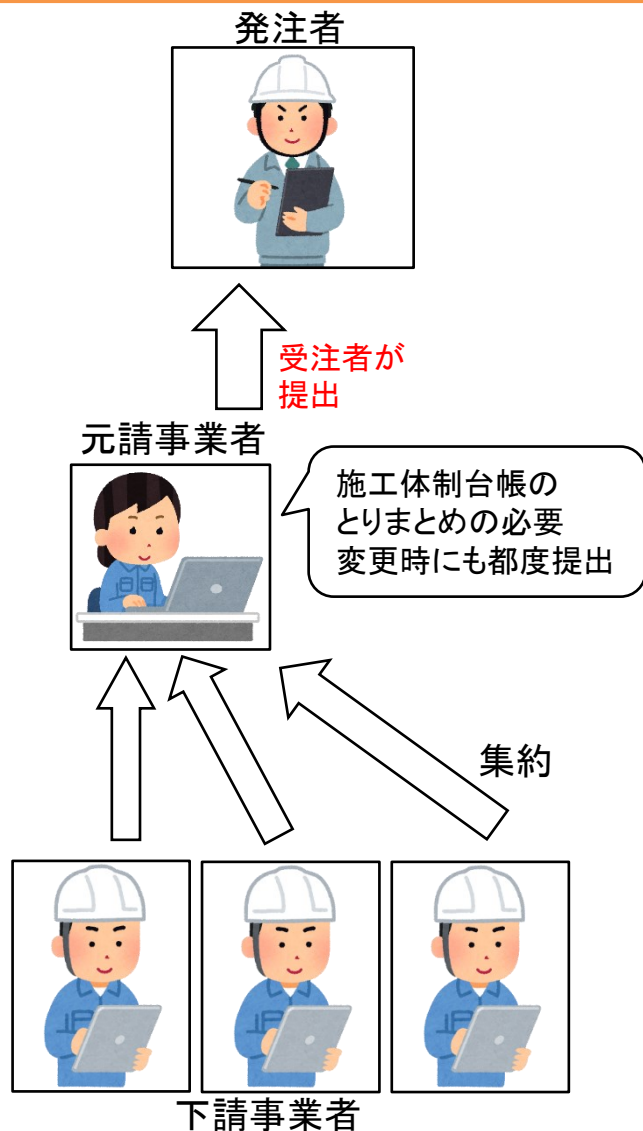
- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICT活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

※「ICTを活用した現場管理」の具体的内容は、指針において提示予定(例: 情報共有ソフト活用、web会議による遠隔管理)。

- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



<現行制度>

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、

- ① 施工体制台帳の作成
- ② 施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

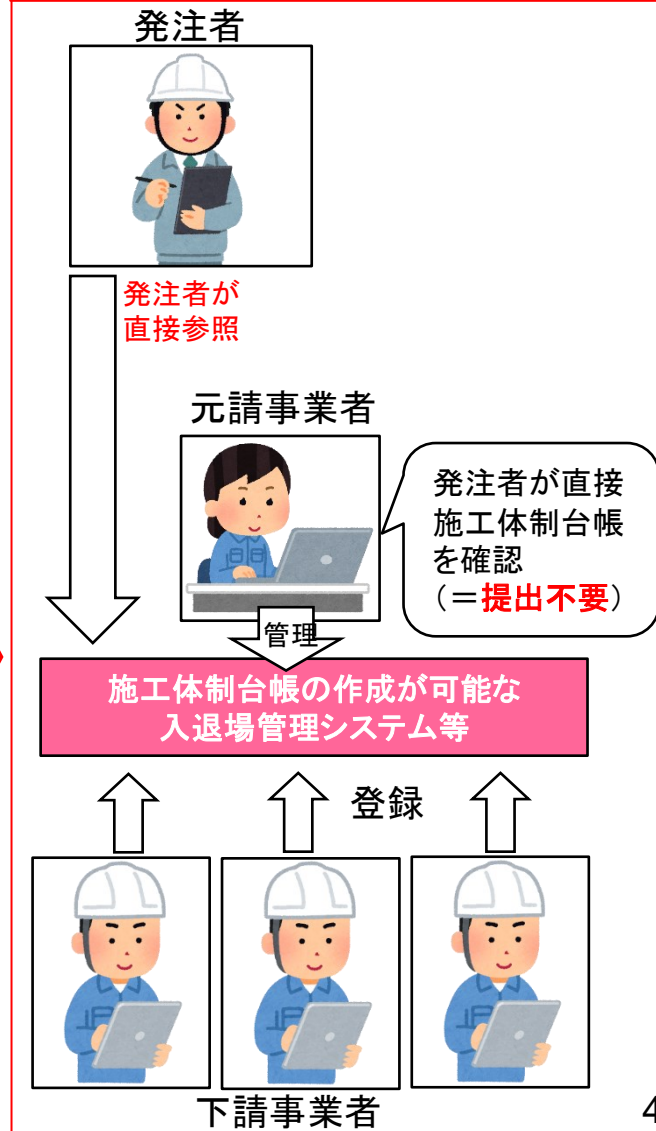
⇒ 元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

<見直し後の提出義務について>

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする (※措置は国土交通省令で規定予定)

改正後

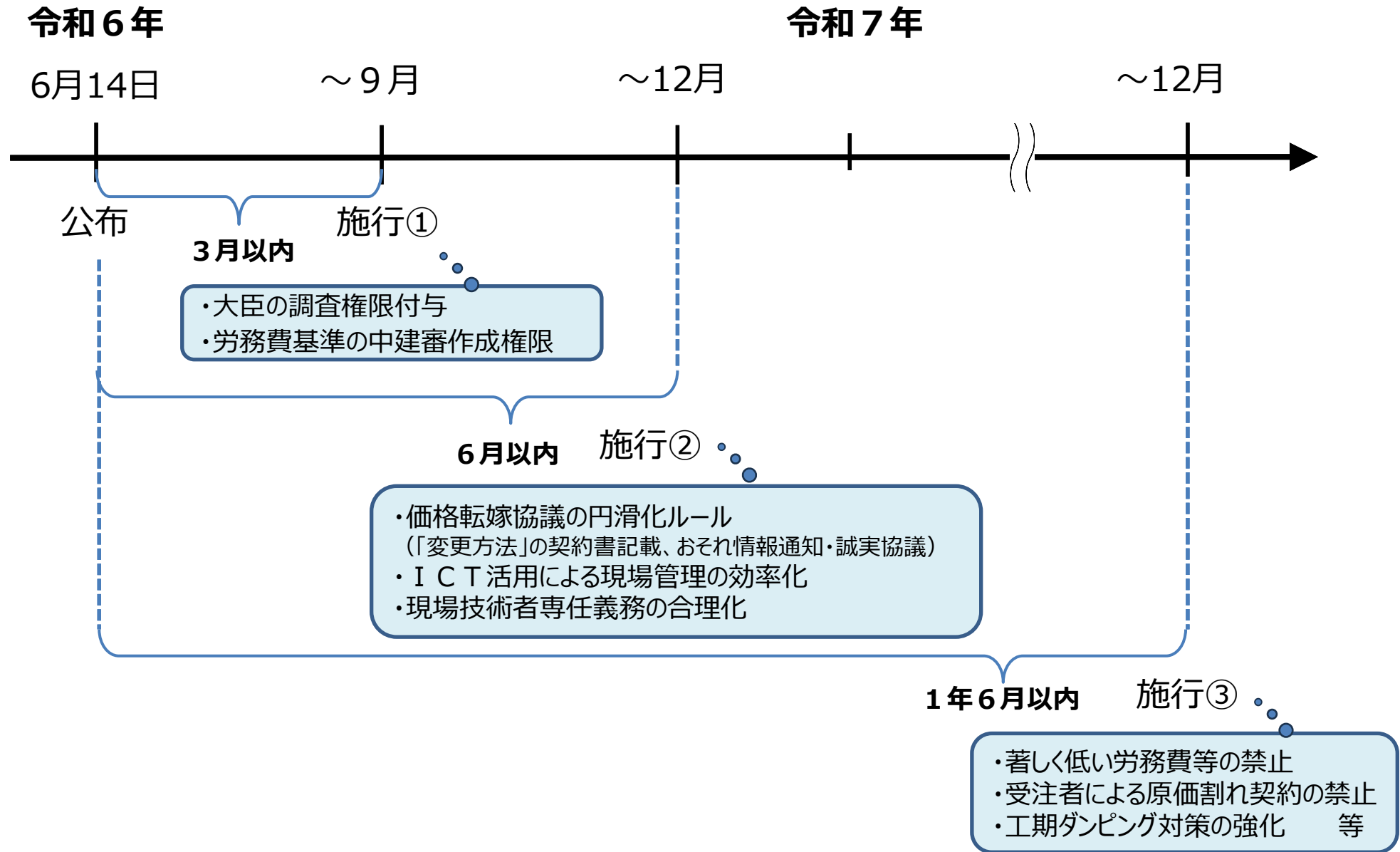


今回の法改正に伴う詳細

4. その他(改正建設業法等関係)

- (1) 施行時期について p.50
- (2) 附帯決議について p.51
- (3) 改正法の実効性確保 p.54
- (4) 公共工事において何かが変わるか p.55

(1) 施行時期について



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

(2) 附帯決議について

・衆議院（建設業法） 抜粋

- 一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準を適切に設定するよう図るとともに、民間発注者からの理解を得た上で下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費の基準の活用を促進すること。
- 二 デジタル技術の活用などによる建設技能者への支払賃金を確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みの引上げが達成されるよう、必要な措置を講じること。
- 三 労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度の周知を図るとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。
- 四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないように、独占禁止法上の適切な措置を講じる等、実効性のある対策を講じること。
- 五 著しく低い労務費見積りによるなどのダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を強化するとともに、関係する公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁と連携し、監視や指導を強化すること。
- 六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた建設業者による適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講じること。
- 七 建設現場で働く技術者及び技能者が週休二日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講じること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金の額の変更を協議できるよう必要な対策を講じること。あわせて、週休二日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないよう必要な取組に努めること。
- 八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や金額の負担増が生じ得ることについて、国民全体の理解を得る取組を推進すること。また、取組に当たっては、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取すること。
- 九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

(2)ー2 附帯決議について

・参議院(建設業法) 抜粋

- 一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準が適切に設定されるよう努めるとともに、下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、民間発注者からの理解も得られるように積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費に関する基準の活用を促進すること。
- 二 建設技能者への適切な賃金の支払いをデジタル技術の活用などにより確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みへの引上げを達成するとともに、全産業を上回る賃金上昇率についても、可能な限り前倒しで達成できるよう必要な措置を講ずること。
- 三 資材価格高騰等による労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな制度に基づく取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度を周知するとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。
- 四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないように、独占禁止法に基づく適切な措置等、実効性のある対策を講ずること。
- 五 労務費を著しく低く見積ることなどによるダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を一層強化するとともに、国土交通省のほか、公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁といった関係機関が一丸となり、監視や指導を徹底すること。また、どのような行為が指導等の対象となるのか、受発注者に事例等を示し、取引適正化に係る取組の実効性を担保すること。
- 六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて建設業者を指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講ずること。
- 七 建設現場で工事に従事する者が週休二日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講ずること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金額の変更を協議できるよう必要な対策を講ずること。あわせて、週休二日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないように必要な取組に努めること。
- 八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や費用の負担増が生じ得ることについて、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取した上で、国民全体の理解を得る取組を推進すること。

(2)－3 附帯決議について

・参議院(建設業法) 抜粋(続き)

- 九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。
- 十 建設業では、就業者の高齢化が進行しており、将来を担う若年入職者の確保及び定着が喫緊の課題であることから、いわゆる3K職場のイメージを払拭し、建設業を若者から選ばれる魅力的な産業とするために、ICTを活用するなど、長時間労働の是正といった働き方改革などに必要な取組の一層の強化を官民一体となって進めること。
- 十一 外国人労働者も含めた建設業に従事する全ての労働者の賃金水準が適正なものとなるよう努め、建設業における外国人労働者の増加が、業界全体の賃金水準の底上げに影響を及ぼさないようにすること。

(3)改正法の実効性確保

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

(4) 公共工事において何が変わるか(新規制等の公共工事への適用)

建設業法の改正による新規制等(全工事対象)

1. 労働者の処遇改善

- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・ 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止(建設業者)
 - ・ 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止(注文者)
 - ・ 違反発注者に勧告・公表

- 原価割れ契約を禁止(建設業者)
(参考) 注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止(現行)

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
 - ・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

- 契約後のルール
 - ・ 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる(建設業者)
 - ・ 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務(注文者)

3. 働き方改革と生産性向上

- 工期ダンピングによる契約を禁止(建設業者)
(参考) 注文者も工期ダンピングによる契約を禁止(現行)

公共工事における適用(発注者・元請間の契約の場合)

- 入札前に見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書^{*}作成に左の禁止規定を適用(建設業者) ※記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】
- 見積書の金額変更を要求する場合^{*}に左の禁止規定を適用(発注者)
※ 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など
- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用(建設業者)
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
(参考) 公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用(現行)

- 左の規定に従って契約書を作成する義務(建設業者・発注者)
(注)既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。
- 左の規定を適用し、入札時点でのリスク情報提供を想定(建設業者)

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能(建設業者)
- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
(注)既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用^{*}(建設業者)
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
※ 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
(参考) 公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用(現行)

公共工事における適用 (発注者・元請間の契約の場合)

今後のスケジュール

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事の見積書・入札金額内訳書 (※) における著しく低い労務費等の禁止
※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定
- 公共工事における著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による原価割れ契約の禁止

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事の入札時点での受注 (予定者) によるリスク情報の提供

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事における契約変更協議 (※) への誠実応諾義務
※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による工期ダンピングの禁止

以下のいずれも施行前に公共発注者・建設業界等には必要に応じた協議・事前周知を実施

<令和6年度>

秋～冬頃 (6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札時のリスク情報の提供の運用について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 契約変更協議を申出可能な事象について、国土交通省令において規定

※国土交通省令に規定する事象は、スライド条項等の公共約款の契約変更条項による現行運用を踏まえて規定する予定

- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

<令和7年度>

秋～冬頃 (1年6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札内訳書等に記載する「労務費等」について、国土交通省令において規定
- ・ 発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定